

第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

本市では、平成16年度に策定した第1次計画以来、第2次、第3次計画においても、「大きく広げられ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念に掲げてきました。

この基本理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き踏襲します。



大きく広げられ福祉の輪 みんなで支える地域の輪



基本理念に込めたおおい

この基本理念には、住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進する思いが込められています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできることを考え、行動することが重要です。

しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、これからの地域福祉の推進には行政や市社協だけでなく、住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどと行政、市社協みんなで力を合わせ、公助だけでなく、住民による自助、共助といった福祉活動が連携することが必要です。

それに加えて、その人自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。

3-2 推進テーマ

1 「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組を展開

本市では、前記の基本理念のもと、町内福祉委員会とそれを支援する地区社協を中心に地域福祉を推進してきました。

こうした本市の取組は、第1次から第3次計画を通じて、地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割、福祉活動圏域設定の考え方等を整理し、地域における横断的・重層的な関係者のネットワークと、そのネットワークのもとでの包括的な支援体制づくり、いわば安城版の“地域丸ごと”の支援体制の確立を追求してきた結果です。

平成28年度より、国では、「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を提唱し、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」と示していますが、本市の地域福祉の取組は、国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組を展開してきたと捉えることができます。

2 第3次計画の成果を基にさらなる充実・発展を目指す

これまで、第3次計画では、「相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり」を推進テーマとして施策・事業を展開してきました。

この推進テーマは次の4点に重点をおいたものでした。

- (1) 住民が主体的に地域で支え合う「共助」の再構築
- (2) 小地域福祉活動の推進と担い手の発掘、育成
- (3) 民間組織との連携・協働による課題解決型の地域福祉活動の推進
- (4) 当事者から支援者への働きかけがしやすい環境づくりの推進

市内すべての町内会で発足した町内福祉委員会が中核となって「お互いさまの地域づくり」を推進してきました。各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動を展開しており、見守り活動をはじめとする様々な取組が実施されるようになりました。

加えて、生活支援ネットワーク会議や地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会などの活動を通じて、テーマ型活動組織であるボランティア・NPO、地域の店舗、医療・介護・福祉の専門機関等とのつながりが生まれるなど、多様な主体の連携による地域福祉活動が展開される地域も徐々に増えてきています。

本計画では、こうした第1次から第3次計画までの成果を基本としつつ、地域福祉活動のさらなる充実・発展に向けた取組が必要です。

3 さらなる充実・発展を目指すうえでの推進テーマ

国が示す「地域共生社会」の実現を視野に、本計画では次の推進テーマを掲げ、今後の5か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展を目指します。

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

「“つながる” “つなげる”」の言葉には、次の意味を込めました。

- ◆支援を必要とする人が地域とつながる。
- ◆地域と事業者・専門機関がつながる。
- ◆事業者・専門機関へつなげる。
- ◆丸ごとつながる（=横断的にサービスをつなげる）。

また、「お互いさまで支え合う地域づくり」の言葉は、第3次計画の推進テーマである「お互いさまの地域づくり」を継承・発展する意味と、地域の課題解決に向けて、“我が事”として主体的に関わり、“支え合い”の地域づくりを推進する意味を込めました。

(1) 住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり

町内福祉委員会による地域に根付いた活動を基本に、住民が世代や立場を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域コミュニティの育成を今後も進めていかなければなりません。

そのためには、すでに第3次計画でも目標としてきたように、住民だけに限らず、ボランティアや福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの多様な主体を社会福祉サービスの担い手として捉える視点と、高齢者や障害のある人等の当事者についても従来のようにサービスの受け手として一方的に捉えるのではなく、主体として捉える視点も必要です。

こうした視点に加え、住民が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けて協働する意識の醸成、また地域福祉活動への参加のきっかけづくりなどを展開しながら、住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承・発展させていく必要があります。

(2) 専門機関と地域の連携・協働の強化（地域課題を包括的に受け止める体制づくり）

(1) の地域づくりを進めていくには、ケースによって専門機関等につなぐことが必要な状況が出てきます。

本市では、生活支援ネットワーク会議や地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会などの活動を通じて、専門機関と地域との連携、出会いの場づくりに努めてきました。このような取組の継続・充実、新たな出会いの場づくりを通じて、専門機関と地域の連携・協働の強化を図っていくことが求められます。

こうした専門機関をはじめとする多様な主体との連携・協働の関係性を築きながら、地域課題を包括的に受け止める体制を整備していくことが必要です。

(3) 制度の狭間にある人たちへの支援（包括的な相談システムの構築と地域との連携）

「老老介護世帯」や「認認介護世帯」、生涯未婚者の増加に伴う「身寄りのない中高年者」、「ニートやひきこもり」、「8050問題やパラサイト破産・老後破産の問題を抱える世帯」、増加傾向にある「発達障害（大人になってわかる発達障害も含む）」や「子どもの貧困問題」など、制度の狭間にある人やおかれてしまいそうな人・世帯が増えつつあり、既に地域課題として認識されるところとなっています。

見守り活動等により、こういった人たちを早期に発見し、また、地域課題を包括的に受け止める体制や専門機関の窓口到的確につなげていくような仕組みの構築を進め、寄り添いながら支援していく必要があります。

3-3 施策の体系

施策の体系と主な内容は次のとおりです。

基本理念

大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪

第1次計画より踏襲している本市の地域福祉の基本理念

本計画の 推進テーマ

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－自助・共助による住民主体のまちづくり－

- 基本施策
- 1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進
 - 1-2 地域における連携と協働の推進
 - 1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進
 - 1-4 生きがいと社会参加の創出

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

- 基本施策
- 2-1 福祉のこころの醸成
 - 2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援
 - 2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援
 - 2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり－

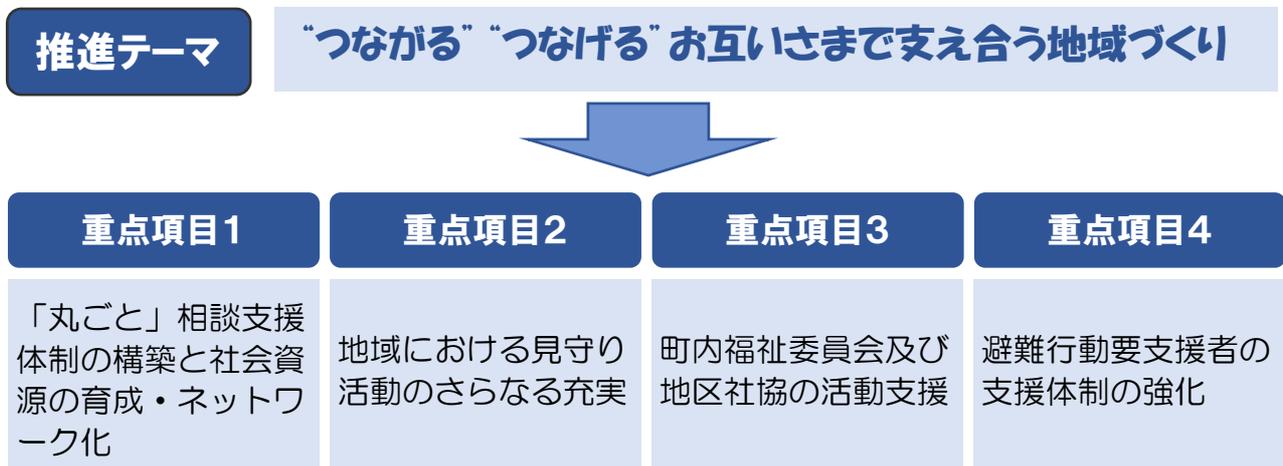
- 基本施策
- 3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供
 - 3-2 きめ細かな相談支援体制の確立
 - 3-3 公的な福祉サービスの充実
 - 3-4 セーフティネットの整備
 - 3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化
 - 3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移手段の充実

重点項目

- 1 「丸ごと」相談支援体制の構築と社会資源の育成・ネットワーク化
- 2 地域における見守り活動のさらなる充実
- 3 町内福祉委員会及び地区社協の活動支援
- 4 避難行動要支援者の支援体制の強化

3-4 重点項目

3-1で掲げた基本理念を具現化するため、3-2で示した推進テーマの意図を踏まえ、次の4項目を重点項目として総合的かつ効果的に施策・事業を推進します。



重点項目1	「丸ごと」相談支援体制の構築と社会資源の育成・ネットワーク化
--------------	---------------------------------------

地域福祉は、住民が自らの生活基盤である地域社会での多様な生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを自らの問題として認識し、インフォーマルサービスの担い手としても活動するなど、地域全体で取り組むことが必要です。このため、地域福祉活動を推進するには、担い手を発掘、養成することが必要です。

また、地域の見守り活動から発見される専門的で多様な課題に対応するには、住民を地域福祉の担い手と位置づけるとともに、福祉事業者やNPO、当事者団体なども地域福祉活動の担い手として捉え、町内福祉委員会との連携や協働を進めることによって、多様な団体が担い手として関わる地域福祉活動に発展させることも重要です。

さらに、子育てと介護の「ダブルケア」や制度の狭間にある高齢者とひきこもり世帯の「8050問題」をはじめとする複雑・複合化した社会問題が顕在化しています。

このような状況にあるなか、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源を世代や分野を超えて「丸ごと」つなげていく必要があります。そのために、まずは、様々な生活課題を複合的に抱えている個人や世帯に対して「丸ごと」相談に応じ、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの双方を組み合わせながら「丸ごと」支援していくことが求められます。

そこで、次に示す(1)から(3)の事項の推進を通じて、「丸ごと」の相談支援体制づくり、担い手の育成と活動支援、多様な団体等の連携・協働の促進を図ります。

(1) 「丸ごと」の相談支援体制づくりを進めます

地区社協の区域（第2次福祉圏域）を基本単位として、高齢者や障害者、子どもはもとより、生活困窮者などの生活課題を抱えている多様な個人・世帯を対象に分野横断的かつ総合的な相談に応じる相談窓口の設置を検討していきます。

(2) 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア等の活動を支援します

福祉講演会や福祉講座等の開催を通じて、日頃の地域での見守り活動等の担い手となる人材の発掘及び育成を図ります。また、各種ボランティア講座を充実することによって、地域福祉活動を担うボランティアの養成を図るとともに、助成事業を通じて、ボランティア活動を資金面で支援します。

(3) 多様な団体等の連携・協働を促進します

交流会の開催等を通じて、福祉関係団体やNPO、当事者団体、町内福祉委員会が相互に連携し、協働による地域福祉活動を促進します。

生活課題を抱えている個人・世帯を、住民や地域包括支援センター等の福祉関連の専門機関、事業者、地区社協などが連携・協働して「丸ごと」支援していくための社会資源のネットワーク化を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 町内福祉委員会全体研修会開催事業	1-1-(1)-②(52頁)
2 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	1-1-(1)-③(52頁)
3 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(56頁)
4 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】	1-2-(1)-③(56頁)
5 福祉事業者と関係団体等との交流促進	1-2-(2)-①(56頁)
6 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1-2-(2)-②(56頁)
7 福祉センターサロンの開催【新規】	1-4-(1)-④(64頁)
8 各種ボランティア等の養成講座の充実	2-2-(2)-①(70頁)
9 ボランティア活動助成事業	2-2-(3)-⑥(71頁)
10 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①(72頁)
11 包括的な相談支援体制の整備【新規】	3-2-(1)-①(81頁)
12 市社協の相談支援体制の整備・充実	3-2-(1)-②(81頁)
13 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①(81頁)
14 地域ケア体制の推進	3-2-(2)-③(81頁)
15 分野横断的な福祉サービスの展開【新規】	3-3-(1)-⑥(84頁)
16 共生型サービスの推進に向けた支援【新規】	3-3-(2)-⑥(85頁)
17 高齢者に対する総合的な支援体制の確立	3-5-(1)-①(91頁)

※以降、第4次計画からの新たな取組と、前計画の時点で記載のなかった取組を【新規】としています。

重点項目2

地域における見守り活動のさらなる充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴って、介護を必要とする人をはじめ、日常生活を送るうえで様々な困りごとを抱えた高齢者や障害のある人などの支援が必要な人が増加しつつあります。その一方で、本市においても孤立死の発生や住民同士の関係の希薄化が懸念されています。

こうした状況に対応するため、本市では、平成23年度から24年度までの2か年をかけて16町内福祉委員会を対象に実施した「地域見守り活動モデル事業」を経て、平成25年度からは地域見守り活動推進事業の本格的な事業展開を図り、平成29年度にはすべての町内福祉委員会（76町内福祉委員会）で事業の指定をすることができました。

地域の見守り活動の充実には、町内会の区域（第1次福祉圏域）よりも身近な圏域である隣近所（単位福祉圏域）における日頃の見守りと支え合いを促進する必要があります。また、住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり、高齢者や障害のある人などの当事者が支援者に対して上手に働きかけをしたり、支援者が積極的に手助けを行うことができる「お互いさま」の地域づくりを進めることが重要です。さらに、こうした住民による見守り活動と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携をより強化することによって、公的な支援が必要な人たちを専門的な機関につなげる必要があります。

そこで、次に示す（1）から（3）までの事項の推進を通じて、多種多様な支え合いによる地域での見守り活動を促進します。

（1）身近な地域における見守りと支え合いを促進します

サロンなどの住民が集う機会を通じて見守りを行う居場所提供型の見守り活動と、民生委員や町内福祉委員会、隣近所の住民等による見守りや高齢者孤立防止事業（福祉電話や老人クラブによる友愛訪問等）などの訪問型の見守り活動を促進します。

また、町内福祉委員会が福祉事業者等に協力を求めるなど、多様な社会資源の連携により高齢者以外で支援が必要な人に対しても、地域の見守り活動を促進します。

このような隣近所の身近な地域における日頃の見守りや支え合いの活動を通じて、支援が必要な人の困りごとや生活課題を日常的に把握することができるお互いの顔が見える関係づくりを進めます。

（2）「民生委員協力員」制度の創設を検討します

見守り活動の一翼を担っている民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、主に大規模な集合住宅等における民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」制度の創設について検討します。

(3) 課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します

見守り活動を行う町内福祉委員会と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

また、身近な地域における見守り活動を通じて様々な困りごとを抱えた人を把握するとともに、こうした人に対する個別課題の解決方策や情報共有を図るため、福祉の専門機関等と町内福祉委員会が連携して対応するためのケース検討会議を実施する体制を強化します。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①(53頁)
2 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②(53頁)
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③(53頁)
4 地域でのサロンの開催支援	1-1-(3)-⑤(53頁)
5 地域における住民組織間の連携体制づくり	1-2-(1)-①(56頁)
6 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(56頁)
7 地域ケア体制の推進	3-2-(2)-③(81頁)

重点項目 3

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに8つの地区社協を発足させるとともに、コミュニティワーカーを配置して、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、すべての町内で小地域福祉活動の組織基盤が築かれました。

しかし、町内会規模や年齢構成、都市化による地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化などの地域特性により活動の状況は様々であり、地域の情報を整理する福祉マップを作成していない地域もあるなど、日頃の見守り活動を行う体制が十分ではない町内福祉委員会もあります。

困りごとや生活課題を抱えている人を早期に見出し、支援を迅速かつきめ細かに実施するには、身近な隣近所（単位福祉圏域）における日常的な支え合いを町内福祉委員会として組織的に推進することが必要です。

そこで、次に示す（１）と（２）の事項の推進を通じて、町内福祉委員会及び地区社協の活動を支援します。

（１）町内福祉委員会の活動を支援します

隣近所における日常的な支え合いを推進するため、町内会を区域とする町内福祉委員会の重要性を啓発するとともに活動を支援します。

そのため、各地区社協の地域福祉活動勉強会や地域福祉活動助成事業などにより町内福祉委員会に対する支援を継続します。また、隣近所における日頃の見守り活動を展開するため、地域の情報を整理する福祉マップの作成も支援します。

あわせて、本計画を策定するにあたって実施した市民向けのアンケート結果によればワンコインや最低賃金程度の有償の地域福祉サービスを希望する市民が半数を超えていることを踏まえ、有償型の地域福祉サービスの展開や事業型の町内福祉委員会のあり方も検討していきます。

（２）地区社協の組織体制を充実します

町内福祉委員会による小地域福祉活動の充実のため、町内福祉委員会を支援する役割を担う地区社協の組織体制の充実を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 町内福祉委員会全体研修会開催事業	1-1-(1)-②（52頁）
2 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	1-1-(1)-③（52頁）
3 町内福祉委員会の組織体制の充実支援	1-1-(2)-①（52頁）
4 町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援	1-1-(2)-②（53頁）
5 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②（53頁）
6 地区社協事業の充実	1-1-(4)-①（53頁）
7 地区社協の組織体制の充実	1-1-(4)-②（54頁）
8 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1-2-(2)-②（56頁）
9 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①（72頁）
10 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①（81頁）

重点項目 4

避難行動要支援者の支援体制の強化

東日本大震災の犠牲者のうち6割が65歳以上の高齢者でした。また、障害のある人の死亡率は、住民全体の割合の約2倍でした。

本市では、南海トラフ地震に伴う大規模災害が懸念されていることから、避難行動要支援者支援制度の効果的な運用が重要となります。

そのため、地域支援者の確認や選任など避難行動要支援者登録台帳の更新や地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などの実施を働きかけることが必要です。

また、災害時に避難行動要支援者支援制度を機能させるには、こうした平常時における備えや日頃の見守り活動等の取組を充実させることが必要です。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を通じて、避難行動要支援者の支援体制を強化します。

(1) 避難行動要支援者支援制度が円滑に機能するよう運用します

災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう登録台帳の定期的な更新を進めます。また、要支援者等が参加した安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

この取組により、要支援者と地域支援者をはじめとした住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。

(2) 避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や緊急時に活かします

避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用します。また、病気やケガなど緊急時に要支援者に関する情報を救急隊員に伝えるため、登録者に配布した救急医療情報キットが効果的に活用されるように努めます。

主な事業

事業名	事業コード (掲載ページ)
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-① (53頁)
2 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-② (53頁)
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③ (53頁)
4 地域防災訓練の支援 (自主防災組織支援事業)	1-3-(1)-① (59頁)
5 避難行動要支援者支援制度の啓発	1-3-(4)-① (60頁)
6 避難行動要支援者支援制度の効果的運用	1-3-(4)-② (60頁)

3-5 基本目標

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を推進します。

なお、3つの基本目標は、第3次計画の基本目標を踏襲しています。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、本人や家族の自助に加え、住民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要です。

このため、町内会や隣近所の小地域福祉活動などの共助の重要性についての啓発をさらに進め、福祉活動に参加する人の輪を広げ、地域での見守り活動やふれあい交流活動などの住民主体の小地域福祉活動の充実・発展を支援します。

また、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどとの連携・協働を推進します。さらに、避難行動要支援者支援制度の周知や自主防災組織の支援を通じた地域での防災活動の活性化、自主防犯活動、交通安全運動などを推進します。加えて、誰もが可能な限り健康で生きがいのある暮らしを続けられるよう、学習活動や就労機会などの社会参加の機会を充実します。

これらを行うことによって、地域丸ごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

地域福祉活動を推進するには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が必要です。また、住民やボランティアなどの自発的な取組に加え、地域福祉活動に取り組む機会の提供や活動拠点の整備、活動資金の支援など、市や市社協、地区社協による支援も必要です。

このため、福祉教育やボランティア等の養成講座の開催を通じて、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会を目指します。

また、多くの住民が地域福祉活動に取り組めるよう、その拠点となる施設の整備や活動の支援を進めます。さらに、高齢者や障害のある人などの当事者についても、福祉サービスの対象として捉えるだけでなく、地域福祉活動を担う主体として捉え、その支援を進めます。

これらを行うことにより、地域福祉の取組を支援する施策の充実を目指します。

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

支援が必要になっても、地域で安心して暮らし続けるには、自助や共助に加えて、必要なときに、公助による専門的なサービスが円滑かつ適切に受けられることが必要です。

このため、個々の生活や身体等の状況に応じたサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。とりわけ、複雑かつ複合化した社会問題に的確かつ迅速に対応するため、個々の相談支援機関の横の連携を強化し、包括的な相談支援体制の構築を進めます。

また、社会保障制度の適正な運用など、暮らしを支えるサービスや制度などの充実と適正化を図ります。加えて、公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、住みよい生活環境の整備や移動に制約のある人の社会参加を促すとともに、公共施設を利用しやすくするため、移動、外出支援の充実を図ります。

これらを行うことによって、暮らしを支える多様なサービスの充実を目指します。